

[R4. 12. 21 4 消規第 188 号]

危険物をドライコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準

1 ドライコンテナによる危険物の貯蔵に係る運用

ドライコンテナにより危険物を屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) ドライコンテナは、輸送するために危険物を収納したもので、輸送途上（貯蔵及び運搬の間）であって、かつ、常時施錠されており、容易に解錠して危険物を出し入れすることができないものであること。
- (2) ドライコンテナ内に収納している危険物について、省令第 44 条第 1 項各号に定める表示を当該ドライコンテナの外側の見やすい箇所に行ったものであること。

2 設置許可等に係る留意事項について

(1) 設置又は変更許可申請時の確認事項について

ア 危険物の品名、数量については、想定される全ての品名及び最大数量とすること。

イ 既設の貯蔵所の場合は、既に許可を受けている危険物の品名及び数量の範囲内であれば変更許可等の手続きは要しないこと。なお、ドライコンテナを置くことで当該範囲を超える場合は、貯蔵所の位置、構造、設備について変更が生じる可能性があることに留意すること。

ウ 予防規程を定める必要がある場合は、第 20（予防規程認可基準）・7 によること。

(2) 貯蔵に係る留意事項について

ア ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からドライコンテナの頂部までの高さが 6 メートルを超えないこと。

イ ドライコンテナの外側に行う表示は、収納する危険物が同一の品名のものについては重複した表示とすることを要せず、その数量については当該ドライコンテナ内の数量の内訳を記載したうえで合算した表示とすることで支障ないこと。（別図参照）

3 その他

告示第 68 条の 2 の 2 に規定する鋼製のコンテナについては、当該コンテナを含めて容器としているため、本運用によらず屋外貯蔵所等へ貯蔵することができること。

危険物を収納したドライコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵する場合の例

1 軽油をドライコンテナ（ドラム缶（10 本））とドラム缶（10 本）で貯蔵する場合の例

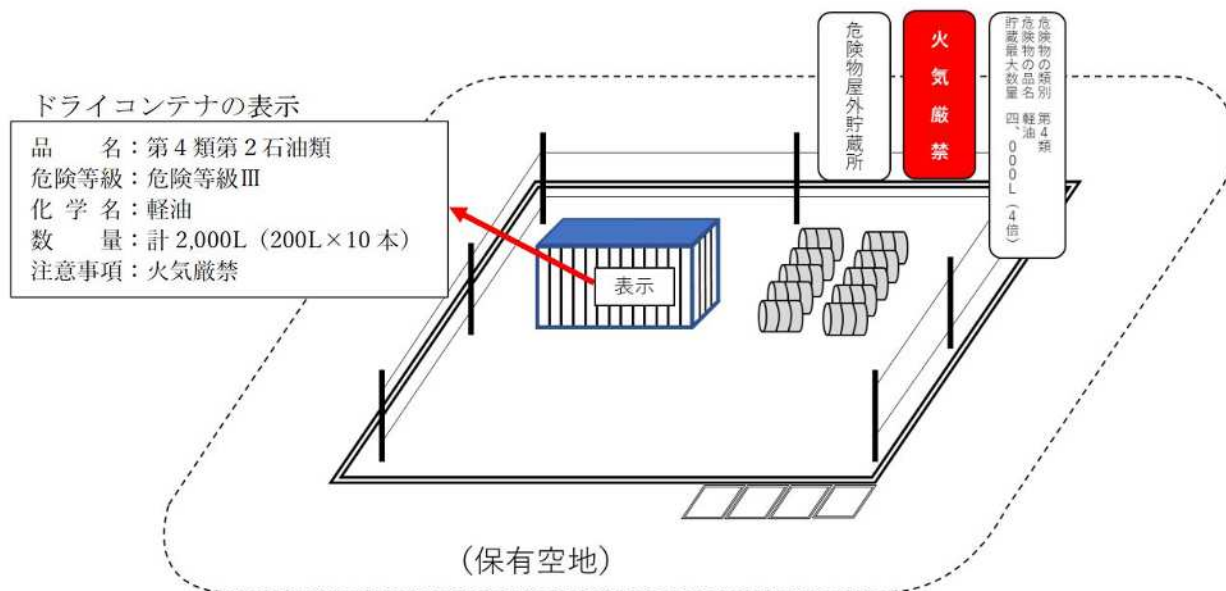


図1 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例①

2 ドライコンテナにより軽油（ドラム缶（5 本））とアルコール（20L×50 缶）を貯蔵し、ドラム缶（10 本）で軽油を貯蔵する場合の例

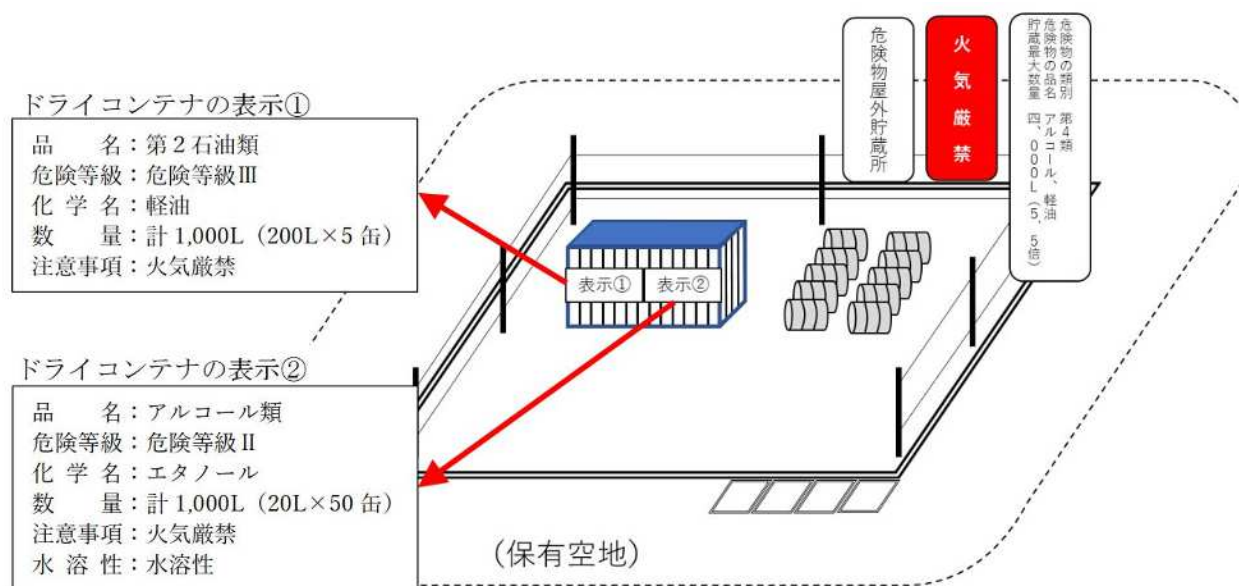


図2 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例②